

## 品川区健やか親子学習実施要綱

制定 昭和62年3月25日区長決定要綱 第23号

改正 平成9年2月 要綱第14号

改正 平成11年7月 要綱第100号

改正 平成12年3月 要綱第50号

改正 平成16年3月 要綱第36号

改正 平成21年3月 要綱第62号

改正 平成27年3月 要綱第25号

改正 令和7年3月 要綱第115号

### (目的)

第1条 この要綱は、妊娠期からの児童虐待防止対策として、妊娠、出産、育児に関する正しい知識の提供や育児サービスの紹介を行い、育児力の向上を図るとともに、妊娠期から幼児期までの対象時期に応じた健康講座等（以下「健やか親子学習」という。）を実施し、育児支援と要支援家庭の早期発見を行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「センター」とは、品川、大井、荏原の各保健センターをいう。
- (2) 「所長」とは、センターの所長をいう。

### (種類および対象)

第3条 健やか親子学習の種類および対象は、次のとおりとする。

- (1) 妊娠期支援
  - ア 母親学級 区内に居住する妊娠22週以降の初産婦
  - イ 両親学級 区内に居住する妊娠22週以降の初めて出産を迎えるカップル等
- (2) 育児期支援
  - ア 多胎児育児支援 区内に居住する多胎児の保護者と児および多胎児を妊娠中の妊婦
  - イ 子育て安心教室 区内に居住する子育て不安や困難のある保護者

### (実施内容)

第4条 健やか親子学習の実施内容は、次のとおりとする。

- (1) 妊娠期支援
  - ア 母親学級 妊娠期、産じょく期の知識および新生児期の育児と生活等についての講話を3回制で実施し、相互交流を図る。母親学級の講師は、センター職員のほか、必要に応じて医師、歯科医師、助産師等を外部講師とし、委嘱することができる。

イ 両親学級 夫婦で育児に臨めるように沐浴等の体験学習と助産師による妊婦体験、マタニティリラクゼーションおよび講演を委託して実施する。

(2) 育児期支援

ア 多胎児育児支援 多胎児の育児について、保護者同士のグループワークをし、育児不安や孤立感の軽減を図る。

イ 子育て安心教室 子育てに不安および困難を抱える保護者が進行役を囲んで、大変さを分かち合う場として、グループワークを実施する。

(利用方法)

第5条 健やか親子学習の利用方法は、次のとおりとする。

(1) 妊娠期支援

ア 母親学級 利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、参加を希望するセンターへ電話で申込みをする。

イ 両親学級 利用希望者は、品川区ホームページより申込みをする。

(2) 育児期支援

ア 多胎児育児支援 利用希望者は、参加を希望するセンターへ電話で申込みをする。

イ 子育て安心教室 利用希望者は、センターの地区担当を介して申込みをする。

(周知方法)

第6条 健やか親子学習の周知方法は、次のとおりとする。

(1) 「親と子の保健バッグ」の中の「マタニティクラス・両親学級のご案内」による。

(2) 妊娠期相談事業等を通じて行う。

(3) その他ホームページ、子育てガイド、広報紙等を通じて周知する。

(受講記録方法)

第7条 健やか親子学習の受講記録は、親子健康手帳（母子健康手帳）に記入するものとする。

(報告)

第8条 所長は、健康推進部長に、健やか親子学習の実績について、母子保健事業報告、栄養改善事業報告により報告するものとする。

付 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。